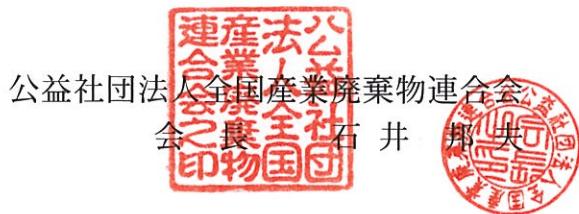


全産廃連発第242号
平成28年1月20日

各正会員
会長・理事長様



今般の廃棄食品の転売事件と適正処理の確保について（通知）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、今般発生した愛知県下の産業廃棄物処理業者による廃棄食品の転売事件は、産業廃棄物処理業界への社会的信頼を揺るがしかねない、大きな問題であると認識しております。

当連合会は平成15年4月、各都道府県協会の会員事業者が厳守すべき事項として「倫理綱領」を策定し、「産業廃棄物の適正処理を推進することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る」ことが本業界の使命であることを宣言致しました。

今回の不祥事の詳細については今後明らかにされることと思いますが、廃棄物処理法等の法令違反はもとより、この倫理綱領にも反する重大な背信行為と断じざるを得ません。

各都道府県協会におかれましては、今一度「倫理綱領」の趣旨に立ち返り、会員事業者の資質の向上、市場の健全化及び環境保全を担う経営の徹底を図り、不適正処理の未然防止、啓発、教育等に尚一層の取り組みを推進されるようお願い致します。

以上